

○筑北村災害危険住宅移転事業補助金交付要綱

平成26年12月22日

告示第97号

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民の生命と安全を確保するため災害危険住宅を除却、解体又は曳家（以下「除却等」という。）し、移転する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、筑北村補助金等交付規則（平成17年筑北村規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存不適格住宅 建築時には法令に適合していた建築物で、建築後に行われた法令の改正、都市計画の変更、災害危険区域の指定等により、現行の法令等に適合しなくなった住宅をいう。
- (2) 生活の本拠を有する住宅 過去1年間以上の間において村の住民基本台帳に記載された住所地に存する住宅をいう。
- (3) 災害危険住宅 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条の規定に基づき知事が指定した土砂災害特別警戒区域に存する既存不適格住宅で生活の本拠を有する住宅をいう。
- (4) 移転事業 住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱(平成21年4月1日付け、国住市第454号、国住街第236号、国住指第4984-2号、国住備第162号、国土交通省住宅局長通知)、住宅・建築物安全ストック形成事業補助交付金要綱(平成21年4月1日付け、国住市第455号国住街第237号、国住指第4984-3号、国住備163号、国土交通省住宅局建築指導課長通知)及び災害危険住宅移転事業補助金交付要綱(昭和49年長野県告示第90号)の規定に基づき国及び県の補助金の交付対象となる事業のうち、次に掲げるそれぞれの事業を一環として行う事業とし、かつ、補助金交付申請時において未着手の事業をいう。

ア 災害危険住宅除却等事業

イ 災害危険住宅に代わる住宅の建設事業

(補助の対象及び補助金の金額)

第3条 補助金の交付の対象となる移転事業（以下「補助対象事業」という。）の種類、対象経費及び補助額は、次のとおりとする。

補助対象事業の種類	対象経費	補助額
災害危険住宅除却等事業	災害危険住宅の除却費、 動産移転費、跡地整備費、 仮住居費及びその他移転 に伴う諸経費	国及び県から村に対し交 付される補助金の額（以 下「国・県補助額」とい う。）に、国庫補助対象額 の4分の1に相当する額 を加えた額以内
災害危険住宅に代わる住 宅の建設事業	災害危険住宅に代わる住 宅の建設又は購入（これ に必要な土地の取得及び 造成を含む。）に要する資 金を金融機関その他の機 関から借り入れた場合に おいて、当該借入期間中 の当該借入金利子に相当 する額の経費	国・県補助額に、国庫補 助対象額の4分の1に相 当する額を加えた額以内

2 村長は、前項の規定にかかわらず、次条に規定する補助金の交付申請時において、移転事業に準じた事業を着手していた場合で、特に必要と認めるときは、当該事業の着手の日から起算して3年を経過しない期間内に限り、この要綱に規定する補助対象事業とすることができる。ただし、補助額は、国・県補助額の交付があったものとして算出した額の4分の1を限度とする。

（交付の申請及び決定）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、災害危険住宅移転事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、正副3部を村長に提出しなければならない。

- （1） 災害危険住宅移転事業計画書（様式第2号）
- （2） 災害危険住宅現況写真
- （3） 災害危険住宅に代わる住宅建設に係る工事設計書（様式第3号）、建設予定地の現況写真及び住宅の平面図
- （4） 住民票の謄本
- （5） その他村長が必要と認める書類

2 村長は、前項の規定による申請があった場合は、申請に係る書類を審査し、補助金の交付を決定したときは、災害危険住宅移転事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(着工届及びしゅん工届の提出)

第5条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が災害危険住宅に代わる住宅建設事業に着工した場合は、着工届（様式第5号）を、当該建設事業が完了した場合は、しゅん工届（様式第6号）を村長に提出しなければならない。

(計画の変更等)

第6条 交付決定者は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、災害危険住宅移転事業変更承認申請書（様式第7号）に第4条第1項に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業の内容又は遂行計画の変更

(2) 補助金額の変更

2 村長は、前項の申請を受理した場合、申請に係る書類を審査し、承認したときは、災害危険住宅移転事業変更承認通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難になった場合は、速やかに災害危険住宅移転事業遅滞等報告書（様式第9号）を村長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 村長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を審査し指示書（様式第10号）により交付決定者に指示するものとする。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第7条 交付決定者が、補助対象事業を中止又は廃止をしようとする場合は、災害危険住宅移転事業中止（廃止）届（様式第11号）を村長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第8条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、災害危険住宅移転事業完了実績報告書（様式第12号）に次に掲げる書類のうち必要な書類を添付し、正副3部を補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに村長に提出しなければならない。

(1) 災害危険住宅移転事業実施状況調書（様式第13号）

(2) 災害危険住宅除却等事業費支払内訳書（様式第14号）及び支払済であることを証する書面の写し

(3) 災害危険住宅除却等後の写真

(4) 災害危険住宅に代わる住宅の建設事業に係る金銭消費貸借契約書の写し

(5) 災害危険住宅に代わる住宅の建設の確認済書の写及び完成写真

(6) その他村長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 村長は、前項の規定により完了実績報告を受けた場合は、完了検査を行い、適正に工事が行われていると認めるときは、補助金の額を確定し災害危険住宅移転事業補助金確定通知書(様式第15号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 交付決定者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に災害危険住宅移転事業補助金請求書(様式第16号)を村長に提出しなければならない。 (決定の取消し)

第11条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) この要綱又は法令に違反したとき

(補助金の返還)

第12条 村長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が交付されているときは、期間を定めてその返還を求めるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月22日から施行する。

年 月 日

筑北村長 様

申請者 住 所

（又は所在地）

氏 名

⑩

（又は名称）

災害危険住宅移転事業補助金交付申請書

筑北村災害危険住宅移転事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 補助申請額 円

2 添付書類

- (1) 災害危険住宅移転事業計画書
- (2) 災害危険住宅現況写真
- (3) 災害危険住宅に代わる住宅建設に係る工事設計書、建設予定地の現況写真及び住宅の平面図
- (4) 住民票の謄本
- (5) その他村長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

災害危険住宅移転事業計画書

所有者	住所		
	氏名		
危険住宅の所在地			
危険住宅除却等事業	面積	m ²	
	予定年月日	年 月 日	
危険住宅に代わる住宅の建設事業	土地	移転先所在地	
		宅地面積	m ²
		金融機関等名	
		融資額	円
		利率	%
		借入の期間	
		利子額	円
	建物	延床面積	m ²
		着工予定日	年 月 日
		完了予定日	年 月 日
		金融機関等名	
		融資額	円
		利率	%
		借入の期間	
利子額	円		

様式第3号（第4条関係）

災害危険住宅に代わる住宅建設に係る工事設計書

- 1 建築主
- 2 建築（購入）場所
- 3 敷地面積及び地目
- 4 建築面積 m²
- 5 延床面積 m²
- 6 建物の概要

区分	構造及び仕上げの概要
基礎	
屋根	
外壁	
内壁	
天井	
床	

- 7 工事費の内訳

工事名	金額	摘要
基礎工事	円	
木工事	円	
屋根工事	円	
左官工事	円	
建具工事	円	
雑工事	円	
諸経費	円	
合計	円	

- 8 住宅及び土地の購入

- (1) 住宅の購入金額 円
- (2) 土地の購入金額 円

第 号
年 月 日

様

筑北村長

印

災害危険住宅移転事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、筑北村災害危険住宅移転事業補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付条件

- (1) 申請者は、補助金の収支に関する関係書類等を整理しなければならない。
- (2) 領収証等の関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間は保管しなければならない。

様式第5号（第5条関係）

着 工 届

年 月 日

筑北村長 様

申請者 住 所

（又は所在地）

氏 名

⑩

（又は名称）

下記のとおり災害危険住宅に代わる住宅の建設に着工しましたので、筑北村災害危険住宅移転事業補助金交付要綱第5条の規定により届け出ます。

記

1 着工年月日 年 月 日

2 住宅の建築場所

3 建築面積 1階 平方メートル

2階 平方メートル

4 しゅん工予定年月日 年 月 日

様式第6号（第5条関係）

しゅん工届

年 月 日

筑北村長 様

申請者 住 所

（又は所在地）

氏 名

印

（又は名称）

下記のとおり災害危険住宅に代わる住宅の建設が完了しましたので、筑北村災害危険住宅移転事業補助金交付要綱第5条の規定により届け出ます。

記

1 しゅん工年月日 年 月 日

2 住宅の建築場所

3 建築面積 1階 平方メートル

2階 平方メートル

様式第7号（第6条関係）

年 月 日

筑北村長 様

申請者 住 所

（又は所在地）

氏 名

㊟

（又は名称）

災害危険住宅移転事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた災害危険住宅移
転事業を下記のとおり変更したいので、筑北村災害危険住宅移転事業補助金交付要綱第6条第1項
の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更内容
- 2 変更理由
- 3 添付書類

第 号
年 月 日

様

筑北村長

⑩

災害危険住宅移転事業変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった災害危険住宅移転事業変更承認申請については、
下記のとおり承認したので、筑北村災害危険住宅移転事業補助金交付要綱第6条第2項の規定によ
り通知します。

記

- 1 変更後の交付決定額 円
- 2 承認内容
- 3 その他

様式第9号（第6条関係）

年 月 日

筑北村長 様

申請者 住 所

（又は所在地）

氏 名

印

（又は名称）

災害危険住宅移転事業遅滞等報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた災害危険住宅移転事業は、下記のとおり遅滞等を生じたので、筑北村災害危険住宅移転事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により報告します。

記

1 遅滞等の内容

2 遅滞等の理由

様式第10号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

筑北村長

印

指 示 書

年 月 日付けで報告のあった災害危険住宅移転事業の遅滞等について、筑北村災害危険住宅移転事業補助金交付要綱第6条第4項の規定により下記のとおり指示します。

記

指示事項

様式第11号（第7条関係）

年 月 日

筑北村長 様

申請者 住 所

（又は所在地）

氏 名

印

（又は名称）

災害危険住宅移転事業中止（廃止）届

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた災害危険住宅移転事業は、下記により中止（廃止）したので、筑北村災害危険住宅移転事業補助金交付要綱第7条の規定により届け出ます。

記

中止（廃止）の理由

年 月 日

筑北村長 様

申請者 住 所

（又は所在地）

氏 名

印

（又は名称）

災害危険住宅移転事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた災害危険住宅移転事業が下記のとおり完了したので、筑北村災害危険住宅移転事業補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 完了年月日 年 月 日

2 添付書類

- (1) 災害危険住宅移転事業実施状況調書
- (2) 災害危険住宅除却等事業費支払内訳書及び支払済であることを証する書面の写し
- (3) 災害危険住宅除却後の写真
- (4) 災害危険住宅に代わる住宅建設事業に係る金銭消費貸借契約書の写し
- (5) 災害危険住宅に代わる住宅建設の確認済書の写し及び完成写真
- (6) その他村長が必要と認める書類

災害危険住宅移転事業実施状況調書

所有者	住所		
	氏名		
危険住宅の所在地			
危険住宅除却等事業	面積	m ²	
	除却等年月日	年 月 日	
危険住宅に代わる住宅の建設事業	土地	移転先所在地	
		宅地面積	m ²
		金融機関等名	
		融資額	円
		利率	%
		借入の期間	
		利子額	円
	建物	延床面積	m ²
		完了日	年 月 日
		金融機関等名	
		融資額	円
		利率	%
		借入の期間	
		利子額	円

災害危険住宅除却等事業費支払内訳書

所有者	住所	
	氏名	
着手年月日		
完了年月日		
撤去費	支払額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払先	
動産移転費	支払額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払先	
跡地整備費	支払額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払先	
仮住居費	支払額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払先	
その他移転に伴う諸経費	支払額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払先	
合 計		円

様式第15号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

筑北村長

印

災害危険住宅移転事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告書の提出のあった災害危険住宅移転事業について、下記のとおり確定したので、筑北村災害危険住宅移転事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

交付確定額

円

年 月 日

筑北村長 様

申請者 住 所
(又は所在地)

氏 名 ⑩

(又は名称)

災害危険住宅移転事業補助金請求書

筑北村災害危険住宅移転事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 請 求 額 円

2 振 込 先

金融機関名	農協・銀行 金庫・組合	本店(所) 支店(所)
預金の種類	普通 ・ 当座	(該当を○で囲む)
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

